

臨港道路占用物件・都有地内工作物設置承認物件の試掘・補修・撤去の手続きの流れ

道路施設で調査のための試掘、あるいは道路施設に占用等行っている物件等の試掘・補修・撤去(以下「補修等」という。)を行う場合は、下記の手続きを経る必要があります。

青道路・赤道路様式は共通です。

(申請までの流れ)

1 事前協議

許可を受け占用等行っている物件等を補修・改良・撤去等行う場合、申請を行う前に、補修等の方法などについて、協議を行っていただく必要があります。

下記連絡先に電話にてご連絡ください。

東京港管理事務所
港湾道路管理課
03(5463)0224

2 工事無(申請書作成)

補修等を行うにあたり、道路施設への形質変更(工事など)が伴わない場合は、別掲示の申請様式を作成し、必要添付書類を添えて、申請を行ってください。

(試掘・補修)か(撤去)により申請書の様式が違います。

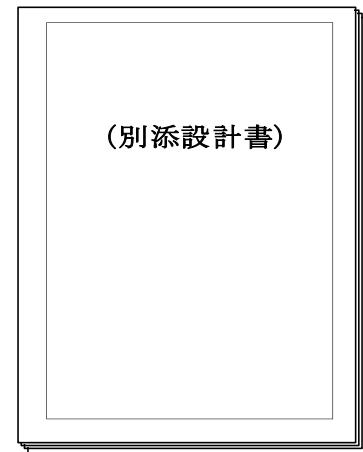
3 申請(メール)

申請書の押印不要。
申請先メールアドレス
douro_sinsei@section.metro.tokyo.jp
持参でも可。

(送信は2MB以内としてください。そうでない場合は、分割するか、ファイル転送サービス等にてお送りください。)
承認書は書面にて交付します。

2 工事有(工事技術協議)

補修等を行うにあたり、道路施設への形質変更(工事など)が伴う場合は、別添設計書(施工方法、施工期間等工事の詳細や工事期間中の道路上の安全対策などを記したものを)を提出の上、設計施工協議を行っていただきます。
工事計画書の内容によっては、補修等を行うことが否となることもあります。



3 申請書作成

協議を経て、問題がなければ別掲示の申請様式を作成し、申請を行ってください。

(試掘・補修)か(撤去)により申請書の様式が違います。

4 申請(メール)

申請先メールアドレス
douro_sinsei@section.metro.tokyo.jp
持参でも可。

(送信は2MB以内としてください。そうでない場合は、分割するか、ファイル転送サービス等にてお送りください。)
承認書は書面にて交付します。